

既存建築物の省エネ性能表示の技術検討ワーキンググループ規約

(名称)

第1条 本会は「既存建築物の省エネ性能表示の技術検討ワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)と称する。

(目的)

第2条 ワーキンググループは、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度に関する検討会(以下、「検討会」)規約第4条第5項の規定に基づき、「建築物の販売・賃貸時の省エネ性能の表示ルールについて(とりまとめ)」(2023年3月)を踏まえ、既存建築物の省エネ性能表示に関する技術的な検討を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 ワーキンググループの委員は、検討会座長の了解を得たうえで、国土交通省住宅局が選任する。

(主査の任命等)

第4条 ワーキンググループには主査を置く。

- 2 主査は、委員の中から国土交通省住宅局が選任する。
- 3 主査は、議長としてワーキンググループの議事を整理する。
- 4 主査は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、ワーキンググループに出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(検討会の議事)

第5条 ワーキンググループの議事は、原則として非公開とし、審議の内容を検討会において報告することとする。ただし、主査が必要と認めるときは、その一部または全部を公開とすることができる。

- 2 ワーキンググループの議事概要については、委員に確認の上、国土交通省のホームページにおいて公開する。ただし、主査が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。
- 3 ワーキンググループの資料については、国土交通省のホームページにおいて公開する。ただし、主査が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 ワーキンググループの事務局は、国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、主査が定める。